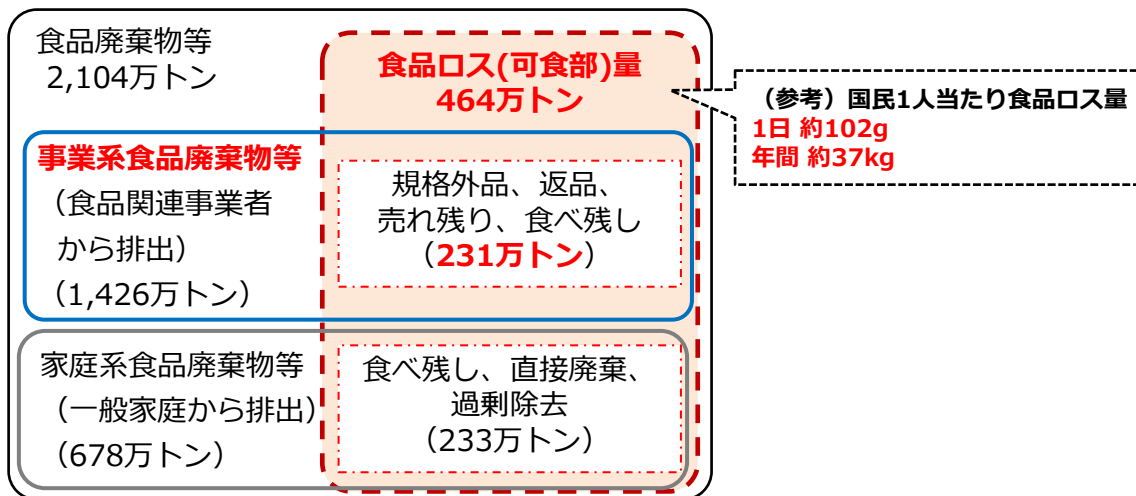
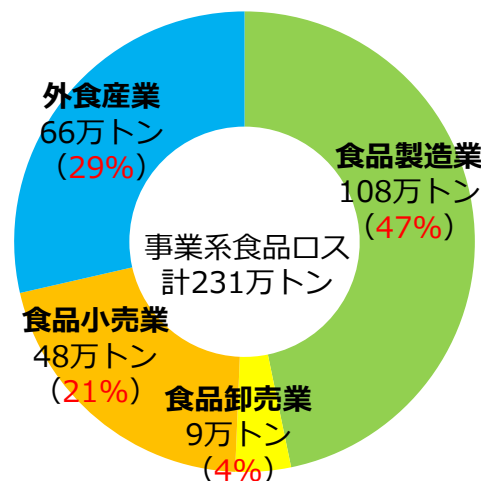


- 我が国の食品ロスは464万トン。うち食品産業から発生する事業系食品ロスは231万トン。
- 2000年度比で2030年度までに事業系食品ロスを半減(273万トン)させる目標を設定していたところ、2022年度に目標を達成。
- 2025年3月に策定した食品リサイクル法の基本方針において2000年度比で2030年度までに6割減(219万トン)とする新たな目標を設定。

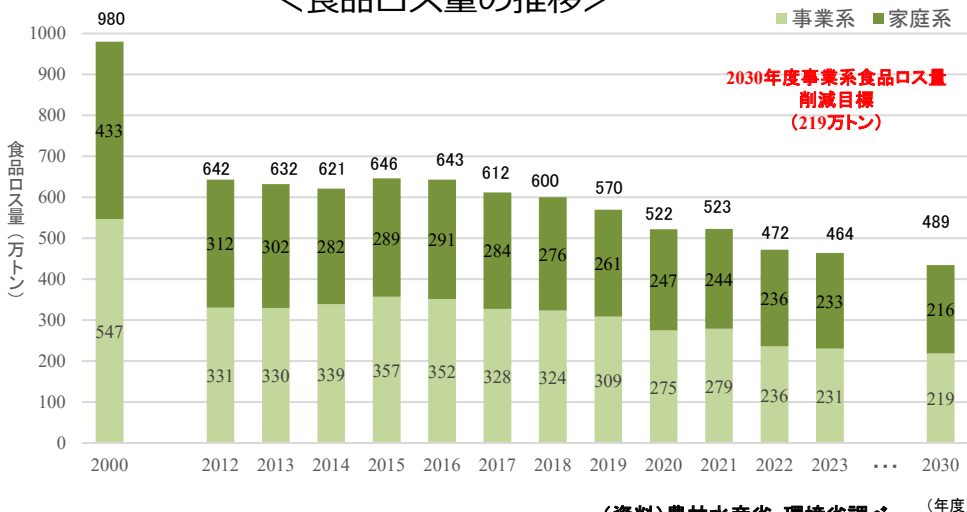
<食品ロスの発生状況(2023年度推計)>



<事業系食品ロスの業種別内訳(2023年度推計)>



<食品ロス量の推移>



<食品ロス削減推進法の基本方針>

国が行う基本的施策：

○食品関連事業の取組への支援

- ・食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進
(納品期限の緩和、賞味期限の年月表示化等)
- ・需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整 等

○食品廃棄物・食品ロス量の実態調査

○取組促進のための表彰

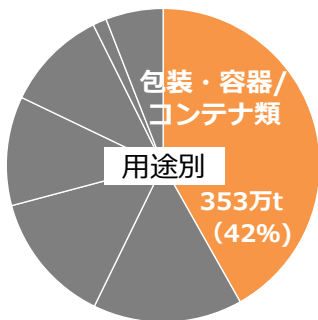
○先進的な取組や優良事例の共有、エシカル消費の啓発

○未利用食品を提供するための活動(食品寄附)の支援 (食品事業者とフードバンクとのマッチングを含む) 等

- 国内のプラスチック製品のうち食品容器包装が1/4以上を占めている。
- 循環型社会の形成、循環経済への移行を目的として、容器包装リサイクル法、改正資源有効利用促進法等において、事業者等に対して各種措置を求めている。
- 国内外でプラスチック資源循環の重要性が高まっている。

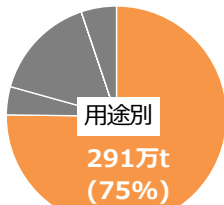
< 国内プラスチック製品の消費・廃棄量（2023年） >

製品消費量 843万t

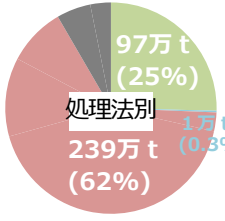
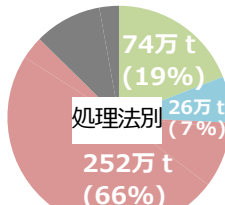
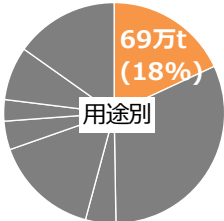


包装・容器等/コンテナ類

一般廃棄物 387万t



産業廃棄物 382万t



【出典】（一社）プラスチック資源利用協会

マテリアルリサイクル
ケミカルリサイクル

サーマルリサイクル
単純焼却、埋立

再商品化義務（容器包装リサイクル法）

容器包装のうち一般廃棄物について、市町村による分別収集に加え、容器包装の製造事業者・利用事業者に対して**再商品化義務（再商品化費用の負担）**を課している。

対象製品 ①指定PETボトル ②プラスチック製 ③紙製 ④ガラス製



対象事業者 容器包装の製造又は輸入する者（容器・包材メーカー等）
容器包装に詰めた商品を製造又は輸入する事業者（食品メーカー、小売業者等）
※ 小規模事業者を除く

識別表示義務（資源有効利用促進法）

指定表示製品（分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品）



紙製容器包装
（段ボールと飲料用紙パックでアルミが使われていないものを除く）



プラスチック製容器包装
（飲料・酒類・特定調味料用ペットボトルを除く）



飲料・酒類用スチール缶



飲料・酒類用アルミ缶



PET
飲料・酒類・特定調味料用ペットボトル
（内容量が150ml未満のものを除く）

プラスチック資源循環をめぐる主な国内政策

2018年6月	改正海岸漂着物処理推進法 成立
2019年5月	プラスチック資源循環戦略（関係9省庁）策定
	海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（関係閣僚会議）策定
2020年7月	プラスチック製買物袋有料化
2022年4月	プラスチック資源循環促進法 施行
2024年8月	第5次循環型社会形成推進基本計画 閣議決定
12月	循環経済への移行加速化パッケージ 閣議決定
2025年2月	再資源化事業等高度化法 施行
6月	改正資源有効利用促進法 公布（2026年4月施行）

プラスチック資源循環戦略

3 R + Renewableの基本原則と、6つの野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

◆ マイルストーン

- ① 2030年までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制
- ② 2025年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ 2030年までに容器包装の**6割**をリサイクル・リユース
- ④ 2035年までに使用済プラスチックを**100%**有効利用
- ⑤ 2030年までに再生利用を**倍増**
- ⑥ 2030年までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

プラスチック資源循環促進法

プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進。

再生材利用計画・報告義務（改正資源有効利用促進法）

脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の生産量又は販売量が一定以上の製造事業者等に対して、計画作成（目標等）及び定期報告を求める。

国際的な動向

G20大阪サミット（2019年）

世界共通のビジョンとして、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」**を日本が提唱し、共有（現在87か国・地域が共有）

➡ G7広島サミット（2023年）

2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせることに合意。

国連環境総会 再開セッション(UNEA5.2)（2022年）
プラスチック汚染に関する条約を策定するための政府間交渉委員会（INC）を設立し、条約交渉が継続

- 内閣府調査(令和5年)によると、環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を購入したいと答えた人は8割。一方で、購入したことがない、または今後購入しない理由として「どれが環境に配慮した農産物かわからないため」と答えた人が6割以上。環境負荷低減の取組の「見える化」を通じて、消費者が選択できる環境を整備することが重要。
- 農産物の生産段階における環境負荷低減の取組を評価し、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」の取組を推進。令和6年3月より、ガイドラインに則った本格運用を開始。対象品目は農産物24品目。

温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

対象生産者の栽培方法
での排出量(品目別)

排出(農薬、肥料、燃料等)
ー吸収(バイオ炭等)

100% -

対象生産者の栽培方法
での排出量(品目別)

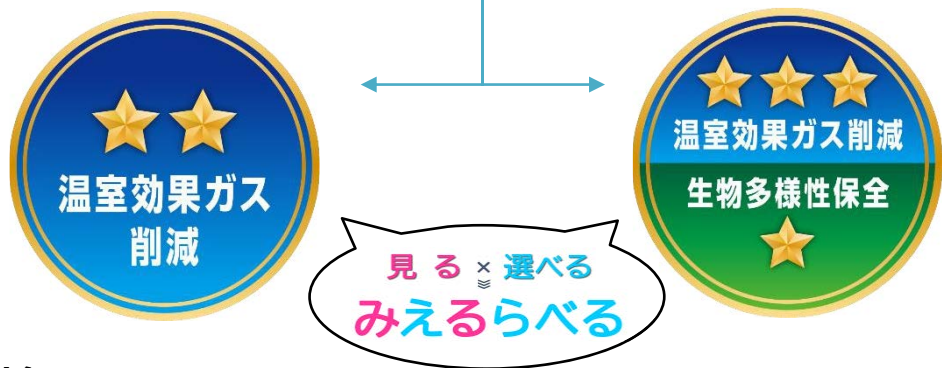
地域の標準的栽培方法
での排出量(品目別)

×100 = 削減貢献率(%)

★ : 削減貢献率5%以上

★★ : // 10%以上

★★★ : // 20%以上



対象品目：24品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、ミニトマト(施設)、いちご(施設)、ピーマン(露地・施設)、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶

販売店舗等：1,054箇所

※令和7年6月末時点



※括弧書きがないものは
全て露地のみ

生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>		★	:取組の得点1点
		★★	: // 2点
		★★★	: // 3点以上
化学農薬・化学肥料 の不使用	2点	中干し延期または中止	1点
化学農薬・化学肥料 の低減 (5割以上10割未満)	1点	江の設置等	1点
冬期湛水	1点	魚類の保護	1点
		畦畔管理	1点

英語版ラベルの作成

インバウンドや輸出への対応向けに英語版ラベルを作成。
(愛称:ChoiSTAR(チョイスター))



- 「J-クレジット制度」は、温室効果ガス（GHG）の排出削減・吸収量を国が認証し、取引可能とする制度。プロジェクト登録件数のうち農業者が取り組むものは49件、これまで約22万t-CO₂のクレジットが認証（発行）された。
- 二国間クレジット制度（JCM）は、パリ協定第6条第2項に沿って、パートナー国でのGHG排出削減・吸収等へ貢献し、相応のクレジットを我が国が獲得する制度。農業分野では、フィリピンにおける間断かんがい技術（AWD）の方法論が承認済み。

■ J-クレジット制度

■ 農林漁業者・食品産業事業者等による活用が想定される主な方法論（令和7年5月時点）

省エネ	ボイラーの導入 ヒートポンプの導入 空調設備の導入
再エネ	園芸用施設における炭酸ガス施用システムの導入 バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替 太陽光発電設備の導入
農業	牛・豚・ブロイラーへのアミノ酸バランス改善飼料の給餌 家畜排せつ物管理方法の変更 茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥 バイオ炭の農地施用 水稲栽培における中干し期間の延長【令和5年4月追加】 肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌【令和5年11月追加】
森林	森林経営活動 再造林活動

■ 農業者が取り組むプロジェクトにおけるクレジット認証量（令和7年5月時点）

方法論	クレジット認証量（累計）
省エネ・再エネ	42,235t-CO ₂
家畜排せつ物管理方法の変更	149t-CO ₂
バイオ炭の農地施用	1,178t-CO ₂
水稲栽培における中干し期間の延長	178,228t-CO ₂
合 計	221,790t-CO ₂

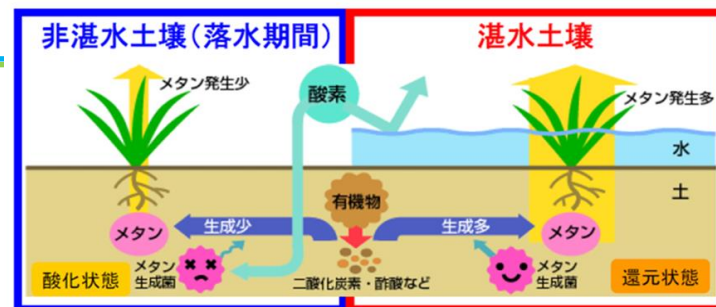
■ 東京証券取引所「カーボン・クレジット市場」

新設された売買区分（令和7年1月～）
農業（中干し期間の延長）
農業（バイオ炭）
その他

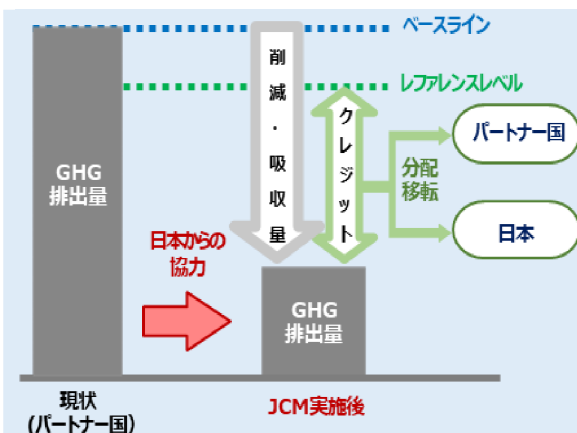
■ 「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組の広がり（令和7年3月時点）



■ 中干し期間の延長、間断かんがい（AWD）によるメタン削減の仕組み（共通）



■ 二国間クレジット制度（JCM）



■ 農業分野JCMの推進

- ・フィリピンにおける間断かんがい（AWD）を活用した水田メタン削減に関するJCM方法論が令和7年2月に承認。（農業分野初のJCM方法論）

- ・世界初となる農業分野のクレジット発行に向けてフィリピン側と調整中（令和7年7月現在）

■ 農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（MIDORI∞INFINITY）（令和7年5月公表）

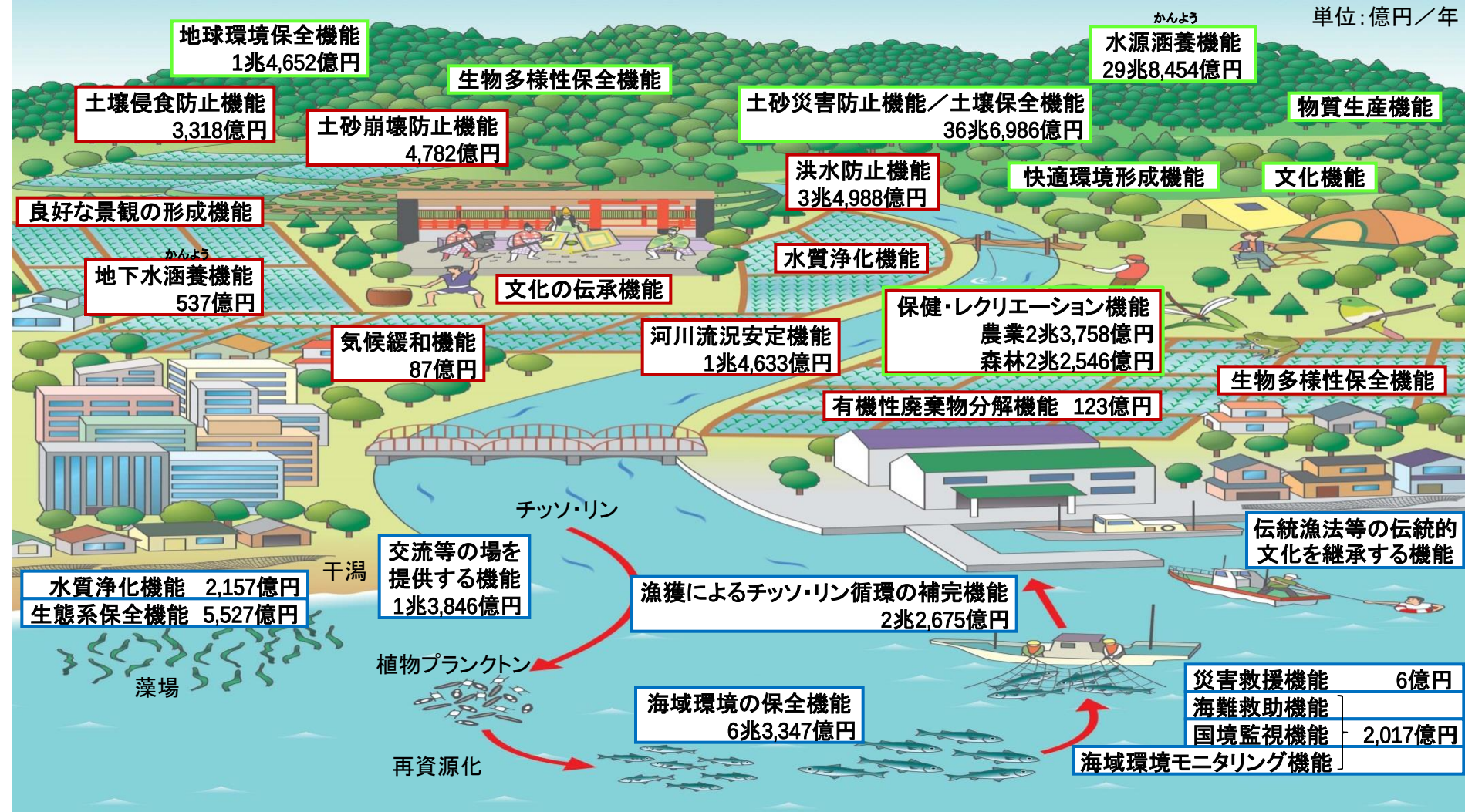
- ・我が国が有する食料安全保障に資するGHG排出削減技術や、その海外展開を後押しする支援策等を取りまとめたパッケージ（海外展開促進施策として、JCM枠組の活用を掲げる）。
- ・我が国企業と国内外のパートナーとのマッチングを図り、JCMにもつなげる脱炭素プロジェクトの形成を推進するため「みどり脱炭素海外展開コンソーシアム」を設立。企業・団体をはじめ約90の構成員が参画（令和7年7月現在）

※創出したクレジットは両国で分配され、各国のNDC（国が決定する貢献）の達成に貢献。

日本学術会議が農業、森林、水産業・漁村の多面的機能を分類・整理するとともに、定量化が可能な物理的な機能を中心に貨幣評価を実施。

○農業、森林、水産業・漁村の有する多面的機能

単位：億円／年

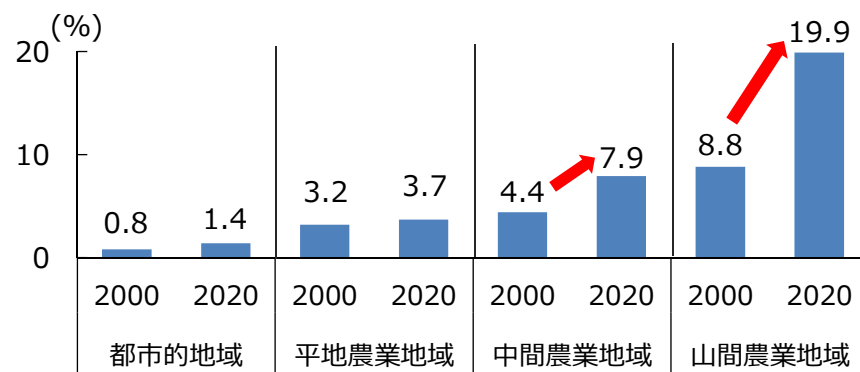


資料：日本学術会議答申（農業、森林：平成13年、水産業・漁村：平成16年）を踏まえ農林水産省で作成

注：機能によって評価方法は異なっている。また、評価されている機能は多面的機能の全体のうち一部に過ぎない。

- 人口減少に伴い、農業集落内の戸数が減少し、2000年から2020年にかけては、いずれの地域類型においても9戸以下の農業集落（無人化集落を含む。）の割合が増加。特に中山間地域を中心に、今後も増加することが予測される。
- 集落の総戸数が10戸を下回ると、農地の保全等を含む集落活動の実施率は急激に低下する。今後の人口動態を踏まえると、集落活動の実施率は更に低下し、農業生産を通じた食料の安定供給や多面的機能の発揮に支障が生じるおそれ。
- 農業集落に占める農家の割合は低下してきており、混住化が大きく進展。

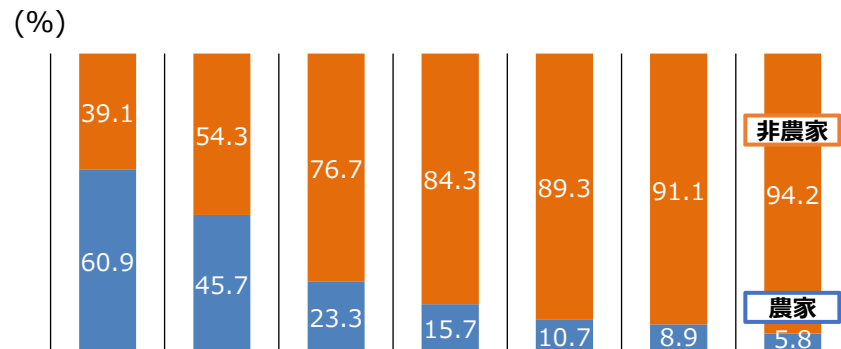
総戸数が9戸以下の農業集落の割合



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農業地域類型区分は、平成29年12月改定を使用。

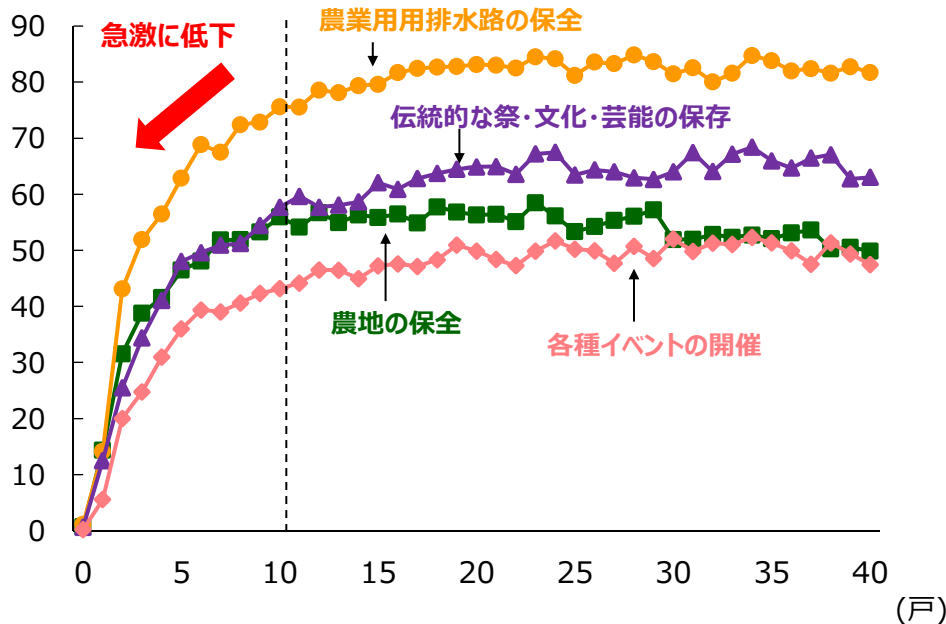
1 農業集落当たりの農家率



1960年 1970年 1980年 1990年 2000年 2010年 2020年

資料：農林水産省「農林業センサス」

集落活動の実施率と総戸数の関係



資料：農林水産政策研究所「日本農業・農村構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」（2018年12月）

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施。

日本型直接支払

環境保全型農業直接支払

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



緑肥の施用



堆肥の施用

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組み。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがある。

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	3,600
緑肥の施用		5,000

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
総合防除	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000
	そば等雑穀飼料作物	2,000
	炭の投入	5,000
地域特認取組	取組内容や交付単価は、都道府県により異なる。	
取組拡大加算	交付単価 有機農業の新規取組面積あたり 4,000円/10a	

多面的機能支払

【資源向上支払】

- 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・生態系保全などの農村環境保全活動
 - ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外來種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援※
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

地目	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払(共同) ※1	③資源向上支払(長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※ 1: ②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※ 2: ①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※ 3: ③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

中山間地域等直接支払

- 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援

- ・農業生産活動(耕作放棄の防止活動等)
- ・多面的機能を増進する活動(周辺林地の管理、景観作物の作付等)



中山間地域

地目	区分	交付単価 (円/10a)	地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000	草地	急傾斜 (15度~)	10,500
	緩傾斜 (1/100~)	8,000		緩傾斜 (8度~)	3,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500		草地比率の高い草地※	1,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500	採草放牧地	急傾斜 (15度~)	1,000
				緩傾斜 (8度~)	300

※ 寒冷地